



# 「地域に合った移動の仕組みづくり」

## 活動資金助成

### 募集要項

募集期間 2025年5月23日(金)～2025年6月30日(月)

一般財団法人トヨタ・モビリティ基金

# 1 本助成事業の趣旨・概要

## <テーマ>

### 地域の存続と発展を目指した「移動の仕組みづくり」

それぞれの地域で幸せに生きる。

そのために、そこに住む一人ひとりの豊かで彩りのある暮らしを実現したい。

「人に会って、話ができる」「自分の目で見て、買い物ができる」「必要な通院が、無理なくできる」

「働きたい職場で、働ける」「行きたい学校を選べ勉強ができる」「美味しいものが食べられる」「きれいな風景が見られる」

そこには、地域のモビリティ(移動の利便性)が必要です。

トヨタ・モビリティ基金は、

その地域で暮らす人々の可能性を広げ、地域の存続と発展を目指した「移動の仕組みづくり」を応援します。

地域の存続と発展のためには、「地域を何とかしたい」という熱意だけでなく、  
現実を冷静に判断できる力も大切です。

笑顔にあふれた地域社会の実現を一緒に目指しましょう。

## <カテゴリー>

### [A] 「地域に合った移動のしくみづくり」の調査に対する助成

地域の問題の明確化や、事業計画の立案に向けた現状把握を目的とした調査事業

### [B] 「地域に合った移動のしくみづくり」の事業化に対する助成

地域の問題を解消し、理想の姿を実現するための「移動の仕組み」を事業化する取り組み

# 2 申請団体の要件

地方公共団体/NPO等の市民団体/各種非営利法人/任意団体 【日本国内で活動の団体のみ】

※営利企業のための申請や、個人での申請は受け付けません。

※申請時に、各団体の会計監査体制を確認させていただきます。

また、任意団体については、団体規約の提出をお願いします。

# 3 申請の条件

・セミナーと同時開催する「相談会」で事前相談を実施していること

・上記相談を経て「助成申請書」を受け取っていること

※事前相談を受けていない団体は申請の対象外となります。

※助成申請条件は、準備条件により変更になる可能性があります。

## 4 各カテゴリーの概要

	[A] 調査に対する助成	[B] 事業化に対する助成
助成対象	<p>地域の問題の明確化、事業計画の立案のための現状把握を目的とした調査事業。 ※対象地域は、日本国内に限ります。</p> <p><b>【事業の要件】</b></p> <p>①調査の目的・必要性が明確であること</p> <p>②調査における仮説の設計ができていること</p> <p>③より良い調査にするために、トヨタ・モビリティ基金およびトヨタ・モビリティ基金が指名した伴走者との意見交換を行い調査設計を検討し直す余地があること</p>	<p>地域の問題を解消し、理想の姿を実現するための「移動の仕組み」の事業化を目指す取り組み。 ※対象地域は、日本国内に限ります。</p> <p><b>【事業の要件】</b></p> <p>①地域のさまざまな関係者の合意・協力をえるためのプロセスを経ていること</p> <p>②地域の問題解決につながる事業設計になっていること</p> <p>③助成の終了後も事業が継続できるよう、運賃収入やその他外部資金などで必要な事業費を賄うことが検討されていること</p> <p>④事業を実現できる確実性、また逆に不確実性のある部分が明確で、第三者からもそれが判断できる取り組みとなっていること</p> <p>⑤より良い事業にするために、トヨタ・モビリティ基金およびトヨタ・モビリティ基金が指名した伴走者との意見交換を行い事業内容を検討し直す余地があること</p>
助成期間	<p><b>1年間</b></p> <p>※開始・終了時期は、申請いただいた時点での事業の進捗状況により判断します。</p>	<p><b>最長3年間</b></p> <p>※助成契約の開始・終了時期は、事業の進捗状況により判断します。 ※1年ごとに翌年の事業計画、予算計画を提出いただき、助成の交付金額を判断します。 ※最長3年の助成期間は、助成契約締結後に事業開始予定の事業を主に想定しています。</p>
助成金額	<p><b>100万円/件</b></p> <p>※選考において、申請時の金額から減額して助成を決定する場合があります。</p>	<p><b>100万円～3,000万円/件</b></p> <p>※選考において、申請時の金額から減額して助成を決定する場合があります。 ※助成金額は、助成期間中の合計額です。</p>
助成件数	<p><b>A,Bで1-2件程度を予定</b> ※申請内容が選考基準に満たない場合、採用しないこともありますのでご了承ください。</p>	
助成対象費用	<p>人件費、旅費、業務委託費など、調査に関わる諸経費(税込)</p>	<p>人件費、旅費、車両関係費、広報費、業務委託費など、「移動の仕組みづくり」の運営・運航に関わる諸経費(税込)</p>
	<p>※詳細は「8 重要な注意事項」をご確認ください。 ※間接経費は、助成対象にはなりません。 ※助成金を原資として購入した資産のうち残価のあるものは、助成期間が終了する際に、残価分の返金処理手続きが必要になる場合があります。(業務委託先が助成金を原資として購入した資産を含む)</p>	

## 5 選考について

### 5-1 選考委員会

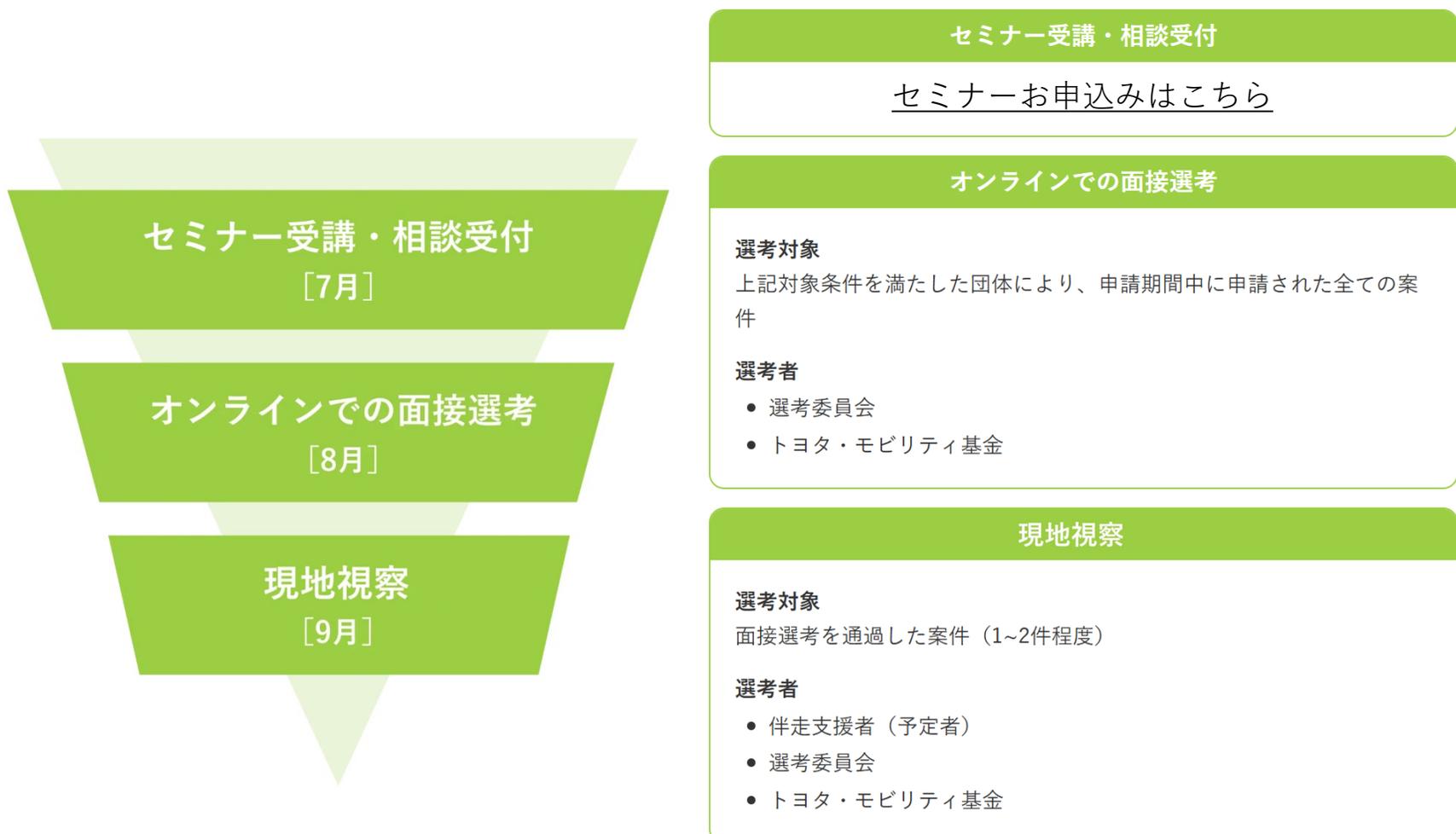
選考委員会は、地域公共交通、ソーシャルビジネス等の分野の有識者・実践者によって構成されます。

### 5-2 選考基準

以下の点を満たしているかを総合的に判断します。

- ①申請者が、申請団体の要件を満たしている。
- ②申請事業が、本助成事業の趣旨、事業の要件(※1)に合致している。  
(※1)「4. 各カテゴリーの概要」「助成の対象」の「事業の要件」
- ③地域資源を活用して、地域の存続と発展が期待できる。
- ④助成金の使用用途として、単なる道具(システム・車両等)の導入費用のみになっていない。(「移動の仕組みづくり」の知見・事例として価値がある)
- ⑤助成金の使用用途として、すでに立ち上げている事業の運営経費のみになっていない。

### 5-3 選考の流れ



## 6 申請について

### 6-1 申請期間(セミナー申込期間)

2025年5月23日(金)～2025年6月30日(月)

※助成にはセミナー受講及び相談会の実施が必要です。

### 6-2 申請方法

相談会后、「地域に合った移動の仕組みづくり」事務局よりメールで届く「助成申請書」「予算計画書」に必要事項を記載の上、ファイルをメールに添付し、事務局宛にメールで送付してください。

※ファイルの容量の合計は10MB以下とします

	書類	提出対象団体 / 資料について	ファイル形式
1	【必須】 助成申請書	全団体	エクセル形式
2	【必須】 予算計画書	全団体	エクセル形式
3	【任意】 業務委託事業の予算計画書 もしくは見積書	対象団体のみ  <100万円以上の業務委託を行う場合> 業務委託先毎に予算計画書を作成 もしくは見積書を提出	エクセル形式 もしくはPDF形式
4	【任意】 助成申請書の補足資料	希望団体のみ  地域の概要、事業概要、調査結果など、 助成申請書の内容を補足する資料	PDF形式

### 6-3 応募書類の送付先

「地域に合った移動の仕組みづくり」事務局

送付先アドレス chimobi-toyota-mf@tqp-jimukyoku.jp

【お願い】送付時のメールの件名は「【TMF】【助成申請】団体名」としてください

(例) 【TMF】【助成申請】愛知県名古屋市

◇1団体内で複数事業申し込みの場合

(例) 1事業目: 【TMF】【助成申請】愛知県名古屋市

2事業目: 【TMF】【助成申請】愛知県名古屋市-2

## 6 申請について

### 6-4 注意事項

- ・セミナーと同時開催する「相談会」での事前相談が必須です。事前相談なく助成申請はできません。
- ・書類に不備がある場合、選考対象外になることがあります。ご注意ください。
- ・応募書類送付後、3日以内に事務局より受信メールが届かない場合、通信エラーが考えられます。再送をお願いします。

## 7 助成決定後の義務

### 7-1 トヨタ・モビリティ基金が指定する「地域モビリティの伴走者(※1)」の受入れ

- 助成決定後、助成契約締結前に「助成申請書」「予算計画書」の内容について、トヨタ・モビリティ基金より修正のお願いをさせていただく場合があります。

その際には、トヨタ・モビリティ基金が指定する「地域モビリティの伴走者」と相談していただき、修正を進めていただきます。

- 助成期間中も、3ヵ月に1回程度の定期的な「地域モビリティの伴走者」との打合せの実施や訪問をさせていただき、事業進捗を確認させていただくとともに、「地域モビリティの伴走者」助言を踏まえて必要に応じて事業計画の修正などを行っていただく場合があります

(※1)「地域モビリティの伴走者」とは、地域モビリティの取り組みにおいて、適切なアドバイスができる知識と経験を持って伴走支援ができる人材です。

### 7-2 定期活動報告書の提出

- 助成金交付後、事業進捗の確認のため、別途定める報告書(文章および写真や動画)を提出いただきます。

活動に進展が見られない、また適切な実施が困難と判断した場合は、助成の中断・助成金の返金を求める場合があります。

- 報告書は活動開始後6ヵ月間隔で助成終了時まで提出していただく予定です。また必要に応じて、活動計画詳細と予算計画書を更新いただきます。

### 7-3 助成期間終了後の提出資料

- 当該活動終了時に、以下の書類をご提出いただきます。

- ・完了報告書(最終事業報告書、最終収支報告書)
- ・助成活動の実施状況や成果を示す写真、資料など
- ・領収書、受領書のコピー

全ての支出費用(少額の交通費を除く)に関する証憑が必要です。

### 7-4 効果測定・検証と成果の公表

- 活動成果を「【ちいモビ】地域に合った移動のづくり」Webサイトに掲載します。
- また、第三者(大学や学術機関等)による効果測定・検証にご協力いただくことがあります。
- その他、当財団の出版物への寄稿や発表会での講演を依頼する場合があります。

### 7-5 助成金および助成金で購入した資産の適切な管理

助成金および助成金を原資として購入する資産(助成対象者の業務委託先が助成金を原資として購入したものを含みます)を適切に管理してください。

詳細は「8-6 助成金および助成金で購入した資産の取り扱い」をご確認ください。

## 7 助成決定後の義務

### 7-6 知的財産権の適切な管理

助成対象事業から生じた知的財産権(助成対象者の業務委託先において生じたものを含みます)を適切に管理し、知的財産が発生する際には、遅滞なくトヨタ・モビリティ基金までご連絡ください。

詳細は「8-7 知的財産権の取り扱い」をご確認ください。

## 8 重要な注意事項(必ずお読みください)

### 8-1 助成申請書の入力・記載について

- 助成申請書の記載項目は変更しないでください。

記載欄に書き切れない場合は Excelの行の幅を広げていただき、もしくは行を追加いただき、記載いただいた内容が読めるように調整をお願いします。

- 記載事項を補足する資料がある場合は、「助成申請書」に補足資料の内容を説明の上、添付してください。

### 8-2 反社会的勢力、関係団体からの申請は受け付けられません。

### 8-3 団体情報の公表

助成対象となった場合、団体名、代表者氏名、所在地、内容を公表させていただきます。

### 8-4 対象となる費用

- 助成対象の活動に関する以下の費用(但し、活動期間中に発注した費用に限ります)

#### ①助成対象の活動における体制作りや、移動の仕組みの運用に関わる費用

※対象地域における広報活動に要する費用を含みます。

#### ②車両の借り上げ料・リース代

※運行業務や車両整備等の業務を委託することは可能です。実施体制図に明記してください。

#### ③情報技術(ICT)の導入や活用に関わる費用

※交通需要のマッチングや運行管理等の効率的な移動の仕組みに資するシステムの開発、導入、運用に係る費用。対象地域で新規に導入されるものであれば既存のシステムの運用や利用料金に係る費用でも可能です。

#### ④調査実施や計画策定に関わる費用

※事業を支援する専門家の人件費、旅費を含む。委託することも可能です。

ただし、間接経費は、助成対象にはなりません。(体制図に明記してください。)

#### ⑤その他、地域の移動の仕組みづくりに必要と判断される諸費用

※助成期間終了時に、助成金を原資として購入した残価のある資産(業務委託先が助成金を原資として購入したものを含みます。)は、トヨタ・モビリティ基金に返却していただく必要があります。

詳細は「7-5 助成金および助成金で購入した資産の適切な管理」をご確認ください。

※助成対象事業から生じた知的財産権(業務委託先において生じたものを含みます。)に対しては、トヨタ・モビリティ基金が無償で永久の使用権を保有します。また、トヨタ・モビリティ基金は、使用権を第三者に再許諾することができるものとします。

## 8 重要な注意事項(必ずお読みください)

### 8-5 対象とならない費用

本助成対象の活動と直接関わりのない職員などへの人件費や物件費、事務所の賃借料・水道光熱費など日常の維持管理費、助成申請時に予算計画書に記載した費目以外の費用

### 8-6 助成金および助成金で購入した資産の取り扱い

●助成期間終了時に残存する助成金、および残価のある資産(助成対象者の業務委託先が助成金を原資として購入したものを含みます。以下「残存資産」といいます。)は、トヨタ・モビリティ基金に返却していただきます。

ただし、助成期間終了後も引き続き助成対象団体が残存資産を、助成対象事業において使用する場合は、当該残存資産を返却しないことが認められることがあります。

●残存資産の第三者(助成対象者の業務委託先を含みます。)への無償譲渡は原則としてできません。ただし、公益目的のために、助成対象事業の実施主体を地方公共団体や公益法人等が引継ぎ実施する場合は、無償譲渡が認められる場合があります。

●残存資産を第三者(助成対象者の業務委託先を含みます。)に有償で譲渡する場合は、事前にトヨタ・モビリティ基金の承認を得た上で、適正対価で譲渡し、その対価はトヨタ・モビリティ基金に返却していただきます。

### 8-7 知的財産権の取り扱い

助成対象事業から生じた知的財産権(助成対象者の業務委託先において生じたものを含みます)に対しては、トヨタ・モビリティ基金が無償で永久の使用権を保有します。

また、トヨタ・モビリティ基金は、使用権を第三者に再許諾することができるものとします。

### 8-8 個人情報の取り扱い

申込書類に記載いただいた個人情報は、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。

### 8-9 申込書類などの返却

提出いただいた書類は返却できません。

## 8 重要な注意事項(必ずお読みください)

### 8-10 助成金の返還

- 下記に該当する場合、助成金を返還いただきます。
  - ・申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - ・申請した活動を取りやめた場合
  - ・助成の対象費用について、重複して資金助成を受けた場合
  - ・助成金を他の用途に使用した場合
  - ・偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合

8-11 選考結果や選考内容に関するお問い合わせには応ずることができません。

### 8-12 変更発生の場合

助成期間中に、異動、所属機関における活動の変更や中止、あるいは他の事情によって当該活動の遂行が困難になった場合は、遅滞なく「地域に合った移動の仕組みづくり」事務局までご連絡ください。

## 9 お問い合わせ先

「地域に合った移動の仕組みづくり」事務局

[chimobi-toyota-mf@tqp-jimukyoku.jp](mailto:chimobi-toyota-mf@tqp-jimukyoku.jp)

(本助成に関する運営は、トヨタ・コニック・プロ株式会社とその協力会社に委託しています。)